

平成30年度 第1回 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会

日時：平成30年5月28日（月）

14時00分～15時00分

場所：本庁舎2階 第4委員会室

次 第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 事
 - ・これまでの検討経過について
 - ・今後の進め方について
4. 閉 会

※部会終了後に定禅寺通・一番町・国分町周辺の現場視察を行います

— 配 付 資 料 —

資料1：これまでの検討経過について（パワーポイント資料）

資料2：今後の進め方について（パワーポイント資料）

参考資料1：屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて

参考資料2：仙台市「杜の都」景観計画、仙台市屋外広告物条例のしおり
街並み形成ガイドライン のパンフレット（抜粋）

仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会 委員名簿

任期：平成30年5月28日～平成32年5月14日

(平成30年5月28日現在)

| 氏名 | 所属・役職等 | 備考 |
|--------------------|--|-------|
| とちくぼ まさゆき 杼窪 昌之 | 宮城県屋外広告美術協同組合常任相談役 (株)アキバ商会代表取締役 | 審議会委員 |
| なみき なおこ 並木 直子 | (株)ユーメディア メディア本部 メディア開発チーム 2グループ 副長 | 専門委員 |
| ばば たまき 馬場 たまき | 尚絅学院大学総合人間科学部 准教授 | 審議会委員 |
| ふなびき としあき 舟引 敏明 | 宮城大学事業構想学群 教授 | 審議会委員 |
| やまはた のぶひろ 山畑 信博 | 東北芸術工科大学デザイン工学部 教授 | 専門委員 |

(五十音順, 敬称略)

これまでの検討経過について

平成30年5月28日

平成30年度 第1回 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会

【説明内容】

1. 仙台市屋外広告物条例について
2. これからの屋外広告物施策のあり方の提言の概要
3. 屋外広告物条例の改正（H29年4月施行）の概要
4. 屋外広告物部会の位置づけ
5. 昨年度の屋外広告物部会での審議事項・報告事項
 - ・屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて
 - ・安全対策の取組みについて

1. 仙台市屋外広告物条例について

※条例の目的は良好な景観形成・風致の維持・公衆への危害防止

平成元年 政令市となり宮城県より屋外広告物条例を引継ぐ

平成7年 景観条例も踏まえた条例改正

(広告物モデル地区、広告物協定の追加 等)

平成14年 屋外広告物審議会からの答申を踏まえた条例改正

(禁止地域の追加、許可地域の細分化と基準変更 等)

平成21年 景観計画を踏まえた条例改正

(広告物景観地域の創設 等)

平成28年 **「これからの屋外広告物施策のあり方について」**

景観総合審議会より提言

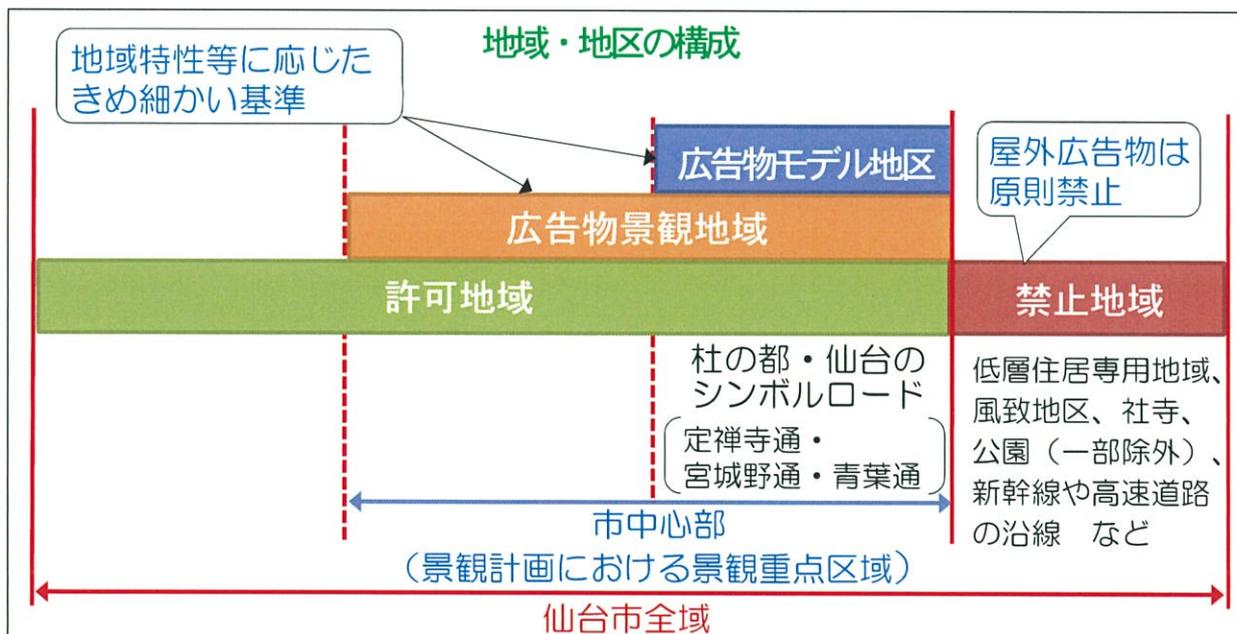
平成29年 国の条例がト`ライ`ン改正と提言を踏まえた**条例改正**

(安全点検の義務化、禁止地域の規定の見直し 等)

2

1. 仙台市屋外広告物条例について

- ・市全域を「**禁止地域**」と「**許可地域**」に区分
- ・市中心部（旧城下町）には「**広告物景観地域**」など**基準を上乗せ**
- ・広告物を取り付ける物に対して「**禁止物件**」を設定



3

1. 仙台市屋外広告物条例について

禁止地域 (原則として広告物が掲出できない場所)

- 第一種低層住居専用地域
- 風致地区・広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域
- 自然公園・都市公園・風致保安林 (市長が指定する区域を除く)
- 指定文化財から半径50m以内
- 墓地・社寺・教会等の敷地内
- 新幹線・東北自動車道等の両側500m以内 (商業地域を除く) など

【禁止地域であっても出すことができる広告物】

- ・ 自家用 (自己の敷地内の店名など) で合計 7 m²以内
- ・ 管理用 (自己の敷地の管理上必要な表示) で合計 7 m²以内
- ・ 公共団体が公共目的のために表示するもの
- ・ 冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの など

※**特例許可**により禁止地域でも広告物を許可することができる

4

1. 仙台市屋外広告物条例について

許可地域 (許可基準の範囲内で広告物が掲出できる場所)

禁止地域以外を 3 つの許可地域に区分

- **第 1 種許可地域** = 都市計画区域外、市街化調整区域、公共施設など
⇒ 自然や低層住宅の環境に配慮し、表示内容を自家用と周辺店舗等の案内誘導に限定
- **第 2 種許可地域** = 第 1 種・第 3 種許可地域以外
⇒ 良好な景観等に配慮
- **第 3 種許可地域** = 国道 4 号バイパス、産業道路、利府街道等の
沿道で商業系・工業系用途地域の範囲
⇒ 良好な景観等に配慮するとともに、経済活動の促進を図る

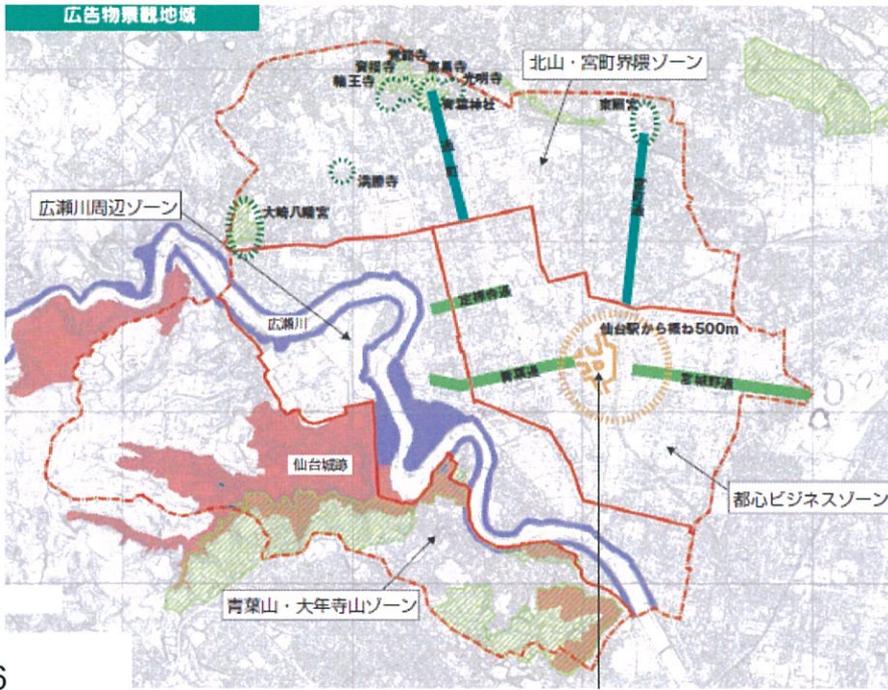
許可地域では、自家用で合計15m²以内、管理用で合計 7 m²以内、公共団体が公共目的のために表示するもの、表示期間が 5 日以内のもの などを除き、許可手続きが必要

※**特例許可**により許可基準を超えた広告物を許可することができる

5

1. 仙台市屋外広告物条例について

特に市中心部（旧城下町エリア）を「**広告物景観地域**」とし、
その中でも3つのシンボルロード（定禅寺通、宮城野通、青葉通）沿道を
「**広告物モデル地区**」に指定



■青葉通広告物モデル地区



■宮城野通広告物モデル地区



6

1. 仙台市屋外広告物条例について

禁止物件（原則として広告物を取り付けられない物）

- 電力柱・電信電話柱・街路灯柱 など
(金属製の袖看板や巻看板、布製やビニール製の旗状のものなどを除く)
- 信号機・道路標識・歩道柵・街路樹・橋りょう・高架構造物等
- 送電塔・路上変電塔・送受信塔・煙突・ガスタンク など
(所有者や管理者の名称など自家用は除く)
- 消火栓・郵便ポスト・電話ボックス・銅像・記念碑 など

【上記の禁止物件であっても出すことができる広告物】

- ・ 物件の所有者や管理者が管理上の必要にもとづき表示するもの
- ・ 公共団体が公共目的のために表示するもの など

- 地下鉄や地下道の上屋、アーケード等支柱、バス停上屋など
(はり紙、はり札等、広告旗、立て看板等に限る)

※**特例許可**により禁止物件でも広告物を許可することができる

7

1. 仙台市屋外広告物条例について

その他 条例で定まっていること (主なもの)

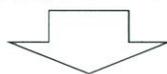
- 前述の許可は有効期限があり、継続して屋外広告物を掲出する場合は更新の許可、変更の際は変更の許可を受ける必要がある
- 広告物の表示者や所有者などは、広告物について適正な管理を行い、良好な状態を保つ必要がある (⇒点検義務等については後述)
- 許可を受ける屋外広告物は、屋外広告士などの有資格者の管理者を設置する必要がある
- 仙台市内で広告物の設置に関する工事などの「屋外広告業」を営もうとする場合は、市長の登録を受けなければならない

2. これからの屋外広告物施策のあり方の提言の概要

平成25年～27年に景観総合審議会で審議し、
提言書としてまとめ、平成28年1月に審議会より
仙台市に提出

基本的な考え方

規制により良好な景観の形成が図られてきたが、
様々な形状や色彩の広告物での景観阻害、
まちづくりや観光などの視点での活用などの課題



条例にもとづく規制に加え、別な視点による新たな施策を
有機的に展開していく



2. これからの屋外広告物施策のあり方の提言の概要

これまでの「規制」を中心とした取組みに加え、

- ①景観や街並みと調和した望ましい広告物の「誘導」
- ・デザインや色彩等を誘導する指針、システム
 - ・改善に対する支援
 - ・良好な景観形成に寄与する広告物に対する特例許可
 - ・専門家による支援
 - ・優れた広告物に対する表彰
 - ・地域性を考慮した街並みガイドラインの作成

- ②地域の魅力向上やまちづくりに寄与する広告物の「活用」
- ・イベントや祝祭等の演出、エリアマネジメントにおける活用

- ③様々な立場の方との「協働」
- ・周知広報、意識啓発のイベント等
 - ・誘導・活用の検討に向けた勉強会、意見交換等

- ④その他の取組み
- ・土地利用に即した基準見直し
 - ・安全対策、違反对策

10

3. 屋外広告物条例の改正（H29年4月施行）の概要

- 国の条例ガイドライン改正（安全対策）にともなうもの
 - ・設置者等に加え、**所有者、占有者等にも管理義務**を追加
 - ・所有者等の**点検義務**と（継続許可の際の）**点検結果の報告義務**を追加
- 提言を踏まえた取組み（誘導・活用など）を推進するためのもの
 - ・市が別途指定した都市公園は禁止地域を除外できる規定の追加
 - ・特例許可の要件を「公益上やむを得ない」から「特に必要と認める」に改正（審議会の意見聴取は従来どおり必要）
 - ・公共施設を、禁止地域から第一種許可地域※の基準適用に改正

※許可基準の範囲の自家用・案内用の看板が可能

など

11

4. 屋外広告物部会の位置づけ

- 専門事項を調査審議するため、審議会に設置することができる
部会の1つ (景観条例27条)
※ 条例上、景観部会と屋外広告物部会の2つがある
- 部会は、審議会委員及び専門委員で組織する (10人以内)
(景観条例27条)
- 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する (規則33条)
- 部会の議決をもって審議会の議決とすることができる (規則35条)

12

4. 屋外広告物部会の位置づけ

- 「広告物施策のあり方の提言 (H28.1)」「広告物条例改正 (H29.4施行)」
など、屋外広告物施策の具体の取組みの方向性を一昨年度までに整理
⇒ より機動的に具体の取組みについて展開を図っていく
- 「屋外広告物条例にもとづく特例許可の審議」は、
審議内容や円滑な事務処理を踏まえると、部会対応が望ましい
⇒ 景観総合審議会を都度開催するのではない対応とする



「**特例許可**」を含む屋外広告物施策での取組みについて、
外部の意見も聴きながら着実に進めていく



少人数で専門的な委員による屋外広告物部会を昨年度より設置

13

5. 昨年度の屋外広告物部会での審議事項・報告事項

第1回（9月）

- ・屋外広告物施策のこれまでの取組みについて
- ・屋外広告物部会の進め方等について

第2回（11月）

- ・屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて
- ・禁止地域を見直す公園の方針等について
- ・高速道路・新幹線から展望できる地域（禁止地域）の取扱いについて
⇒整理し公表

第3回（3月）

- ・屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて ⇒整理し公表（別紙）
- ・屋外広告物の安全対策の取組みについて

14

5. 昨年度の屋外広告物部会での審議事項・報告事項

【屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて】

特例許可として妥当かの判断は、下記のいずれかの観点から、特に必要と認められるもので、良好な景観の形成と安全性に支障のないものかを確認のうえ、行っていく。

⇒取扱いについては4月1日より公表

① 公益性・社会貢献

（例：地域や市民にとって広く必要なもの、地域の利便性向上のため特に必要なもの）

② 地域まちづくりへの還元

（例：公共物の維持管理や地域活性化などの地域のまちづくりや活動に、収入等が還元されるもの）

③ イメージアップ・活性化

（例：観光や経済の観点から、まちの魅力向上や賑わい向上に資するもの）

15

5. 昨年度の屋外広告物部会での審議事項・報告事項

【屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて】

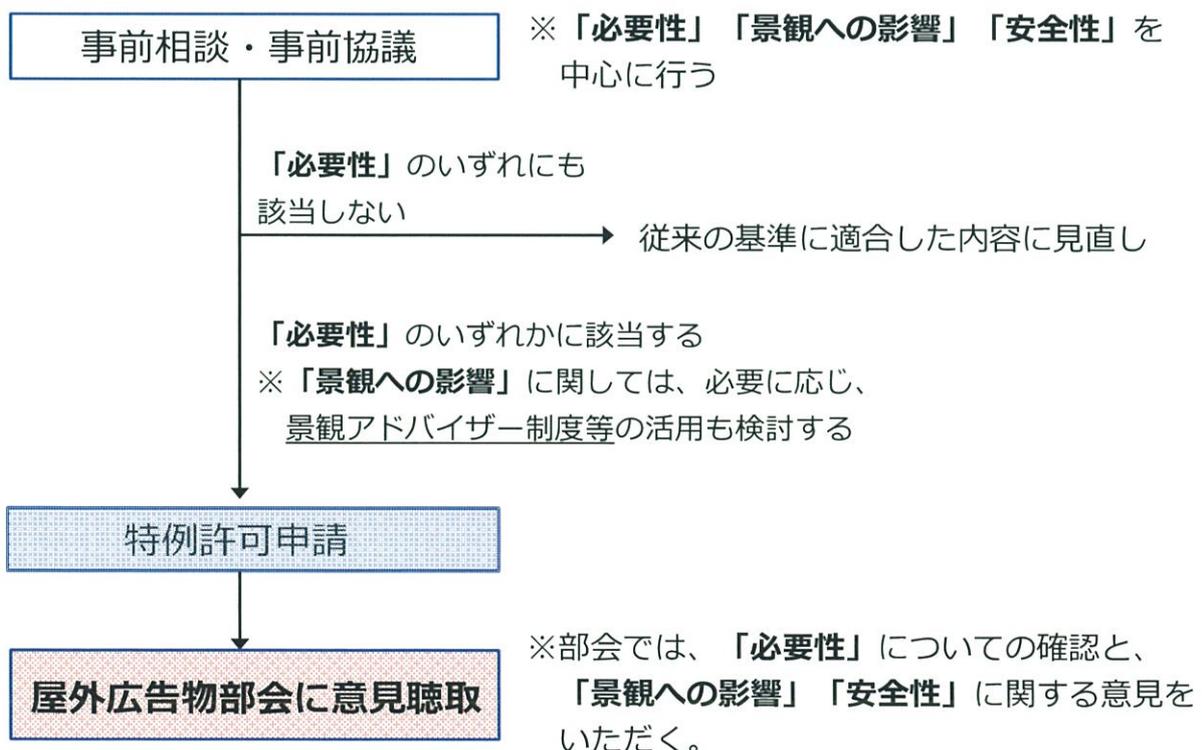
- 「特に必要と認められるもの」「良好な景観の形成と安全性に支障のないもの」の確認は、申請者側が記入するチェックリストをもとに行っていく。
- 「**景観形成に対する影響**」については、下記の点を確認し、必要な意見を付すこととする。
 - ① 広告物等の意匠に関する工夫
 - ② 周囲の景観に対する影響と配慮
 - ③ 眺望景観に対する影響と配慮

※必要に応じ、シミュレーション等による説明を求める。
※必要に応じ、事前に景観アドバイザー制度等の活用を促していく。
- 「**安全性**」については、下記の点を確認し、必要な意見を付すこととする。
 - ① 広告物等の構造及び設置方法の安全性の確保
 - ② 道路交通への影響と対応

16

5. 昨年度の屋外広告物部会での審議事項・報告事項

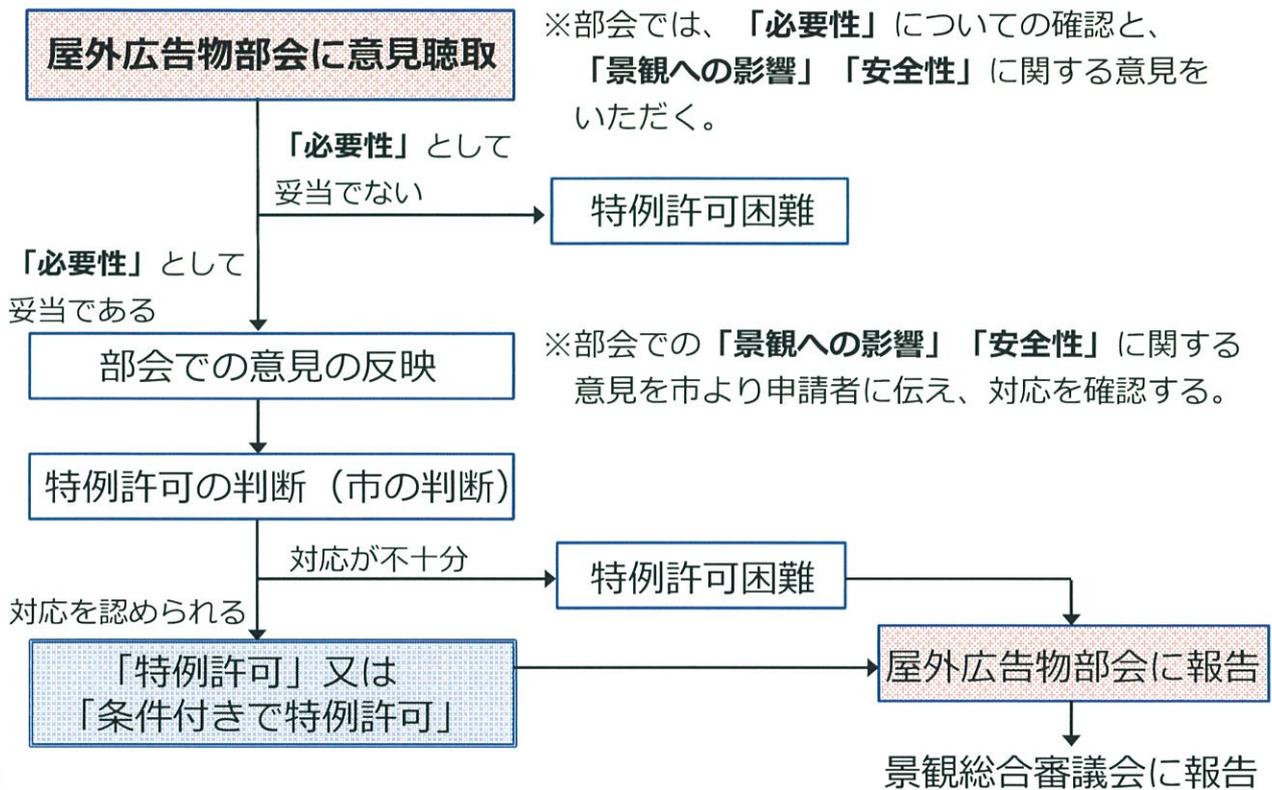
【屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて】



17

5. 昨年度の屋外広告物部会での審議事項・報告事項

【屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて】

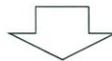


18

5. 昨年度の屋外広告物部会での審議事項・報告事項

【安全対策の取組みについて】

平成27年の札幌市での看板落下事故などを踏まえ、各自治体の条例の参考として国交省が作成している「屋外広告物条例ガイドライ（案）」が、点検義務の追加など安全対策を中心に、平成28年4月に改正



仙台市屋外広告物条例の改正（平成29年4月施行）

- 広告物等の表示者、設置者、管理者に加え、所有者及び占有者に、当該広告物等の**管理義務**があることを明記
- 広告物等の**所有者及び占有者**は、屋外広告士等の有資格者に、当該広告物等の**点検を行わせる義務**があることを追加（地上広告物、壁面広告物、屋上広告物が対象）
- 広告物等の**所有者及び占有者**は、継続許可申請を行う場合などに、**点検結果を市長に提出する義務**があることを追加

19

5. 昨年度の屋外広告物部会での審議事項・報告事項

【安全対策の取組みについて】

平成27年より
毎年9月

宮城県屋外広告美術協同組合が主催のもと、
地元町内会などとともに、中心市街地の広告物の
安全点検まち歩きを実施（ニュース等でも報道）

→点検の結果は、商店街等の団体、ビルオーナー、
広告物設置者などに対して、仙台市から報告

平成29年の実施状況



詳細点検も実施

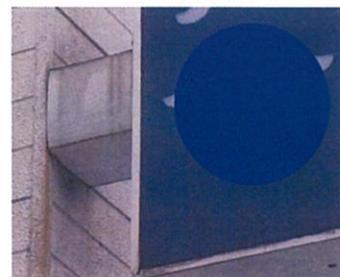
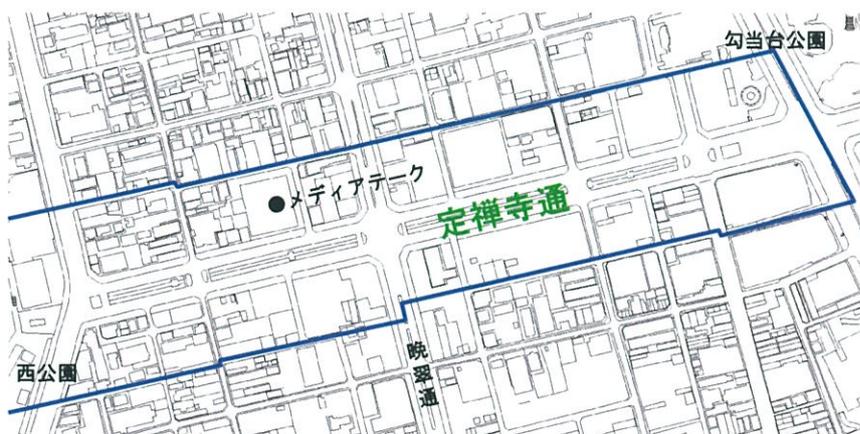


20

5. 昨年度の屋外広告物部会での審議事項・報告事項

【安全対策の取組みについて】

平成29年11月～ 仙台市の業務委託により、広告物モデル地区内の
広告物の安全点検（目視点検）を実施



錆垂れがありブラケット
が腐食の可能性



底板が腐食の可能性

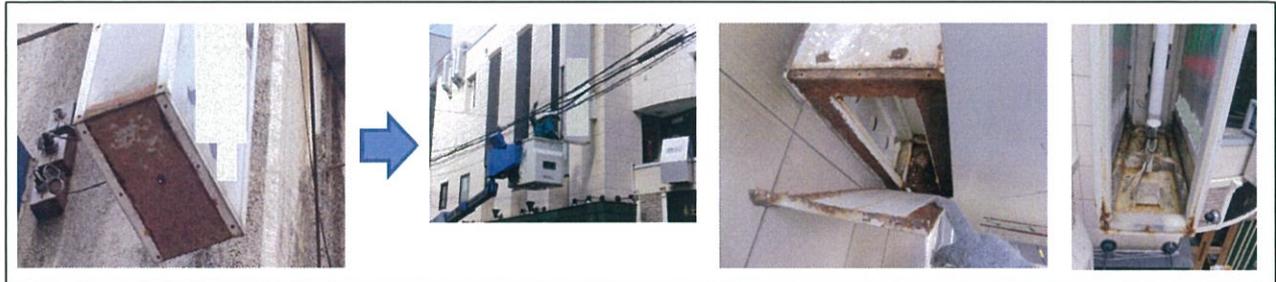
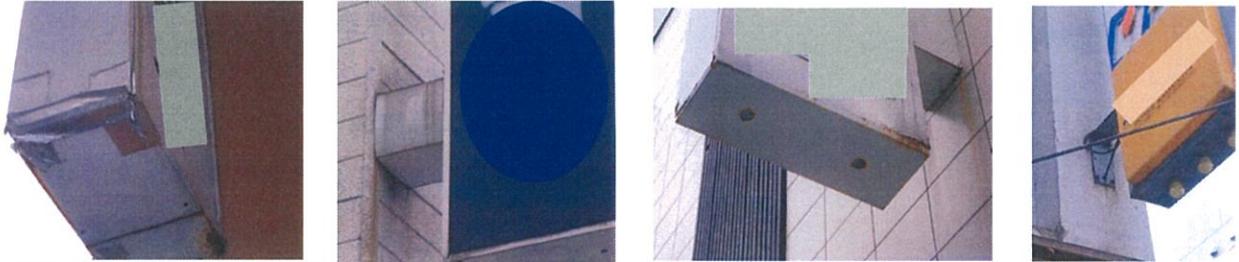
突出し広告物77件、壁面広告物99件を調査し、
そのうち15件について、要詳細点検と判定
→要詳細点検となった所有者等には結果を説明し、
詳細点検の実施について依頼

21

5. 昨年度の屋外広告物部会での審議事項・報告事項

【安全対策の取組みについて】

平成30年3月 要詳細点検となった広告物のうち、所有者等の協力を得られた5件について、仙台市の業務委託で点検を実施



22

突出し広告物5件を調査 → 所有者等に結果や改善提案を4月に説明

5. 昨年度の屋外広告物部会での審議事項・報告事項

【安全対策の取組みについて】

これまでの取組みを踏まえた所見

- ・ 専門業者の目で見ること、早い段階で劣化等について把握
- ・ 外観が良好でも内部で錆が多い場合もあり、適切な時期での詳細点検の必要性を実際の現場で確認
- ・ 所有者等に目視点検の結果などをもとに周知啓発を行うことで、改善や撤去などの必要な対応にも理解いただくことは可能
- ・ 目視点検も含め、今回の調査の記録や調査写真をホームページ等でも公表することで、本市の取組みの紹介だけでなく、安全点検に関して具体的かつ広く周知を図ることにつながる

⇒ 業界団体とも連携した安全対策の周知啓発を継続して実施していく

23

今後の進め方について

平成30年5月28日

平成30年度 第1回 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会

【説明内容】

1. 今後の部会で審議を予定している項目
2. 公園における禁止地域の対応の検討
 - ・都市公園
 - ・自然公園（作並温泉）
3. 屋外広告物ガイドラインの検討

1. 今後の部会で審議を予定している項目

- 屋外広告物条例にもとづく**特例許可**に係る意見聴取
【広告物条例10条・12条】
- 公園における**禁止地域**の対応の検討
【提言、条例改正を踏まえた取組み】
※都市公園、自然公園（作並温泉）を予定
- 屋外広告物**ガイドライン**の検討 【提言を踏まえた取組み】
※ガイドラインの検討も踏まえ、すぐれた広告物の誘導方策を将来的に検討する予定
- 許可基準の運用や禁止地域の取扱いの検討
※部会の意見を聴いた方がいいと市で判断したものに限る
 - ◎屋外広告物部会での審議事項は直近の景観総合審議会で報告
 - ◎必要に応じ**景観総合審議会の意見を聴きながら進める**（ガイドライン等）

2

2. 公園における禁止地域の対応の検討

【都市公園】

- 都市のにぎわいや魅力向上を公園からも図っていくため、市長が指定した都市公園は禁止地域を解除できるよう条例を改正
- これまでの景観総合審議会での意見を踏まえ、対応を検討する際の条件や良好な景観の誘導について、部会の意見を聴きながら進めていく



勾当台公園市民広場

※公園マネジメント方針より



例) 平成29年5月作成の「仙台市公園マネジメント方針（H29～32年度）」において「都市のにぎわい創出」の1つとして位置づける公園で、「民間のイベント等での利用」「民間施設の誘致」「民間パートナーとの連携」を進めていく中で、一定の屋外広告物の掲出も必要と認められるような場合、対応の検討を行う（**禁止地域解除**か**特例許可**）

3

2. 公園における禁止地域の対応の検討

【都市公園】

- 検討にあたっては、見直しの妥当性だけでなく、各公園の特色を踏まえ、
 - ・ 色彩、デザイン（例：使用色、デザインルール等）
 - ・ 表示方法（例：高さ、設置場所等）
 - ・ 内容（例：表示する項目、案内など地域情報の併設等）



榴岡公園

※社の都の環境をつくる審議会資料より

などの配慮事項についても、あわせて検討する

- 表示・掲出する広告物は、都市公園条例の中で設置できる範囲とする

想定される事案

① 民間施設のある公園

例：公園内の民間施設の表示が合計7㎡を超える

② 民間が維持管理や利便施設の設置を行う公園

例：地域情報とあわせて一般広告を表示、
公園内の利便施設の表示が合計7㎡を超える

③ イベントなどで活用される公園

例：イベントの協賛企業名を表示、広告料収入を維持管理等に還元



高砂中央公園

（仙台うみの杜水族館）

※公園マネジメント方針より

4

2. 公園における禁止地域の対応の検討

【自然公園（作並温泉）】

- 作並温泉は、自然公園の中の「普通地域」(※)となっており、
旅館や店舗などが立地する観光地（温泉地）であるが、
自然公園が禁止地域のため、施設名が限定的にしか出せない、
敷地外の案内の看板が出せない状況

※一体での風景の保護を図りながら、
一定の産業活動を認めていくエリア

- 景観総合審議会では、規制（禁止地域）
と実態（観光地）があわない作並温泉
について、禁止地域を見直し第一種許可地域
とする(※)ことを説明し、見直す方向性で整理

※条例上は市長が指定する区域は禁止地域を除外することが可能



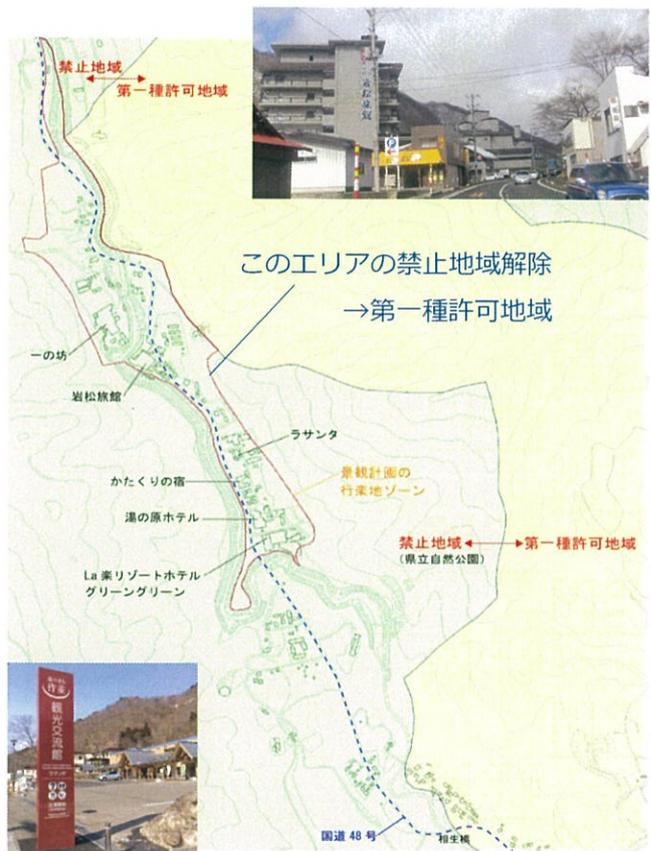
撮影：仙台市観光課

5

2. 公園における禁止地域の対応の検討

【自然公園（作並温泉）】

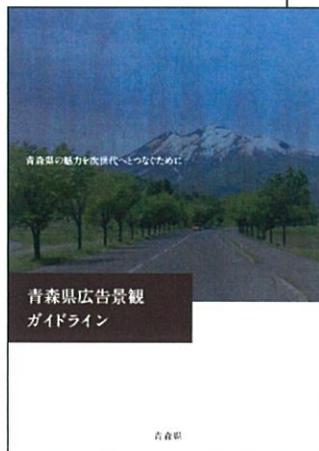
- 昨年度に、作並温泉組合に対して見直しの概要の説明などを実施
- これまでの審議会での意見も踏まえ、「**作並温泉としてふさわしい広告物のデザインや色彩に関する指針等の整理**」を、必要に応じ**専門家や部会の意見を聴きながら検討していく**
- 作並温泉としての屋外広告物の指針等を整理したうえで、**禁止地域から第一種許可地域へ移行**



6

3. 屋外広告物ガイドラインの検討

- 広告主や広告業者が、広告物の計画にあたり、地域の景観や街並みと調和したデザインや色彩等により、良好な景観形成に寄与することができるガイドラインを検討していく
- ガイドラインは、**特例許可や公園等の禁止地域等**の見直しなどにおいて、**景観への配慮を判断する際にも活用**
- 表彰、アドバイザー、広告物協定**などのすぐれた広告物の誘導の取組みにも、ガイドラインの活用を検討



7

3. 屋外広告物ガイドラインの検討

○今後の進め方（案）

- 他都市のガイドラインについて、内容や活用方法の情報を収集
- 本市の景観計画や屋外広告物条例で定まっている、**景観の考え方**や**屋外広告物の景観配慮の考え方**を整理
- 本市における、**ガイドラインの策定目的**、**屋外広告物の現状**、**ガイドラインへの掲載内容の方針**などを整理



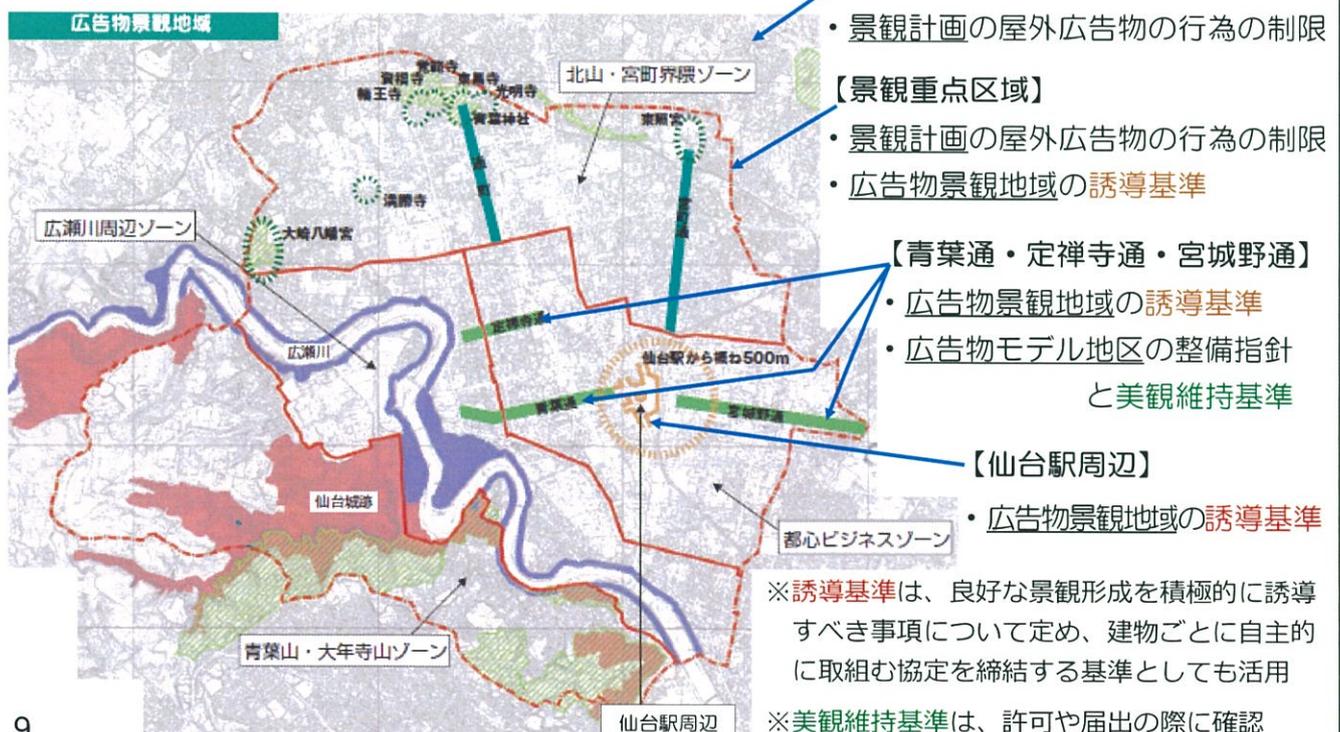
- これらの仙台市における基本的な考え方が整理された時点で、景観総合審議会に説明し意見をいただく
- その後に、具体の策定作業を、屋外広告物部会で意見をいただきながら進めていく（市民などと考える場も検討する）

3. 屋外広告物ガイドラインの検討

○屋外広告物の景観配慮の考え方（参考）

参考資料2 参照

考え方が定まっているエリアとその手法



3. 屋外広告物ガイドラインの検討

○市民などと考える場の例（参考）

平成28年2月に開催した広告物をテーマとした景観シンポジウムに先立ち、アーケード商店街を中心に、魅力的な看板を探すまち歩きとワークショップを実施（シンポジウムで発表）



【探した魅力的な看板の例】

商品を生かした広告物



（参加者コメント）
商品を広告物として活かすことで、お店のイメージが伝わるように工夫していることが特徴的だった

植栽のある広告物



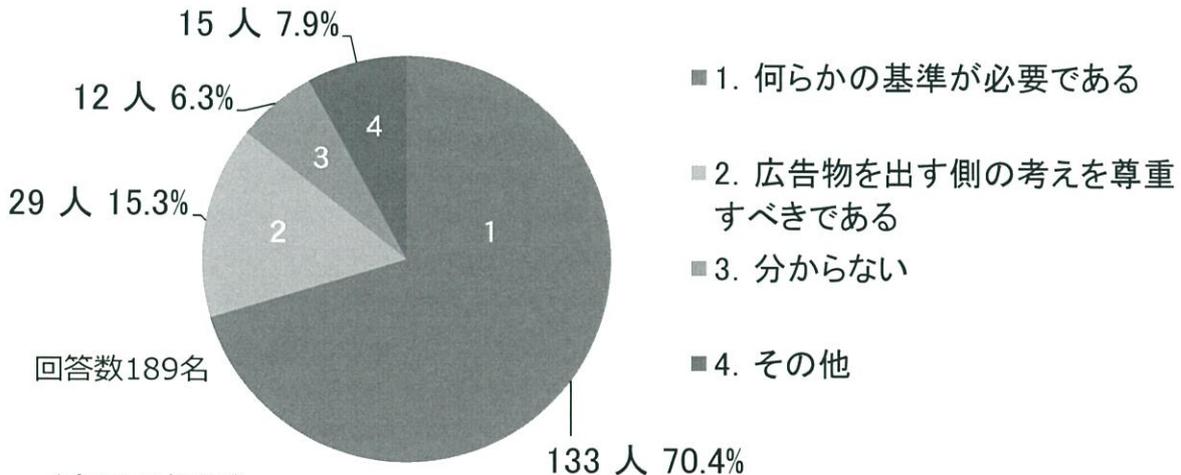
（参加者コメント）
店の広告自体は控えめにしつつ植栽と一体的にデザインされており、まちを歩いていると「緑」が目に入りやすく印象的だった

3. 屋外広告物ガイドラインの検討

○市民などと考える場の例（参考）

平成28年度に市政モニターアンケートで広告物の意識調査を実施

屋外広告物の色やデザインに対する考え



（意見の概要）

- ・ 景観を守る必要のある場所に限り、制限を設けるべきと感じる
- ・ 目立てば良いとばかりのインパクトで、イメージダウンを感じる広告は、やはりダメージになるしアウトにするべき
- ・ 周辺の景観を損なわない事を前提ならば特に基準を設ける必要は無いと思う